

★ 広島県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に
関する規則（規則第六十八号）（住宅課）

一 改正の要旨

広島県営住宅設置及び管理条例の一部改正により、条例の題名を広島県営住宅設置、整備及び管理条例としたことに伴い、次に掲げる規則について、必要な改正を行った。

- 1 広島県行政組織規則
- 2 広島県地方機関の長に対する事務委任規則
- 3 広島県営住宅管理等審議会規則
- 4 広島県営住宅管理規則

二 施行期日

平成二十四年十月一日